

昭和四十八年運輸省令第五十三号

船舶安全法の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三の規定に基づき、船舶安全法又は同法に基づき命令の規定により臨検等をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令を次のように定める。

船舶安全法（昭和八年法律第十一号。以下「法」という。）第十二条第一項後段、第二十五条の四十第二項及び第二十五条の六十一第二項（法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八條第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 法第十二条第一項後段の証票 第一号様式
- 二 法第二十五条の四十第二項の証票 第二号様式
- 三 法第二十五条の六十一第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八條第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の証票 第三号様式

附 則 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年一〇月二二日運輸省令第三三三号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月四日国土交通省令第一〇七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年二月二六日国土交通省令第六号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月二八日国土交通省令第九三三号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（様式等に係る経過措置）
第二十九条 この省令の施行の際現にある省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和三年十一月一九日国土交通省令第七一号） 抄

（施行期日）
1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

第1号様式



第2号様式

第2号様式

(表)

第	号
立 入 検 査 証	
官 氏 職 名	
船舶安全法第二十五条の四十第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
管海官庁 図	
年 月 日 発行	年 月 日 限り有効

9センチメートル

(裏)

船舶安全法抜粋

(報告及び検査)
第二十五条の四十 国土交通大臣は、この法律、海洋汚染等防止法 又は小型船舶登録法 を施行するため必要があるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9センチメートル

第3号様式

(一)

第 号	立 入 検 査 証
	官 職
	氏 名
船舶安全法第二十五条の六十一第一項（同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
国土交通大臣 印	年 月 日 発行 年 月 日 限り有効

9センチメートル

6センチメートル

(二)

船舶安全法抜粋
(立入検査)
第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、登録検定機関（外国登録検定機関を除く。）の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(準用)
第二十五条の六十八 前節（第二十五条の四十六を除く。）の規定は、第六条ノ六の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機関が行う検査及び確認について準用する。（後段略）

9センチメートル

6センチメートル

(三)

(準用)
第二十五条の七十 第一節（第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号（第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。（後段略）
第二十八条 (略)
(第二項から第六項まで略)
第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス (後段略)

9センチメートル

6センチメートル

(四)

第二十九条ノ三 (略)
前項ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ関スル国土交通省令ニ依ル事務ニシテ証書ノ発給ニ関スルモノハ管海官庁又ハ次項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタル船級協会ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ
前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス (後段略)
第二十五条の六十五 第二十五条の六十一第一項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条ノ三第三項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

9センチメートル

6センチメートル